さくら通信3月号

2019年3月 No.171

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

ホールドアップ

東京の電車。両手でつり革を握る。カバンは肩にかける。疲れるが我慢。助兵衛おやじと誤解されないための工夫。「李下に冠を正さず」という諺もある。

（竹内）

消費税増税に伴う経過措置にご注意を！

平成31年10月1日を施行日とする消費税率10％への引上げが実施されますが、今回の税率引き上げにおいても、5％から8％の引上げ時と同様、経過措置規定が設けられています。この経過措置規定は任意の規定ではなく、それぞれの要件に該当した場合には、施行日以後の取引であっても旧税率である8％により処理しなければなりません。

（1）平成３１年４月１日（指定日）前までに対応しなければならない経過措置の例

① 工事の請負等に関する経過措置

平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成31年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う工事の請負等については、旧税率を適用します。

② 資産の貸付けに関する経過措置

平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成31年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における平成31年10月1日以後に行う資産の貸付けについては、旧税率を適用します。

その他、指定役務の提供、予約販売、通信販売、有料老人ホームの介護に係る入居一時金等についても同様の経過措置があります。

（2）平成３１年１０月１日（施行日）前までに対応しなければならない経過措置の例

長期割賦販売等、工事進行基準を適用する工事の請負等に一定の経過措置があります。

（3）平成３１年１０月１日（施行日）以後に対応しなければならない経過措置の例

① 旅客運賃等に関する経過措置

平成31年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に領収しているものについては、旧税率を適用します。

② 電気料金等に関する経過措置

継続供給契約に基づき、平成31年10月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、平成31年10月1日から平成31年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの（10月中に検針して使用量が確定する等）については、旧税率を適用します。

その他、売上に係る対価の返還や貸倒れ、仕入に係る対価の返還についても、同様に旧税率を使用しなければならない経過措置があります。

なお、経過措置規定の対象が、食品など軽減税率対象資産の場合は、経過措置規定の適用はなく、軽減税率により処理をするとされています。

（大寺）

【凝縮版】平成31年度労働・社会保険関係改正
☆ 2月19日開催 さくら合同事務所研修会より【H31/1/31現在】☆

●【働き方改革関連法】のポイント

Ⅰ.【働き方改革】とは？

1. **長時間労働の是正** ⇒ ワーク・ライフ・バランスの実現 ⇒ 多様な働き方の選択
2. **同一労働同一賃金** ⇒ 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保
   ＝「人を大切にする」職場 ＝ 適切な労務管理を行う ⇒「人を大切にする企業」づくりに取り組む
3. 企業にとって「稼ぎ方改革」 ① 労働生産性の向上 ② 労働参加率の向上 ③ 成長と分配の好循環

Ⅱ. 労働基準法の改正

1. **(現在)** の労働時間制度
   (1)【原　則】 1週40時間以内 かつ 1日8時間以内
   (2)【例外①】 三六協定 ・36協定を締結 ⇒ 労基署に届出 ⇒ 時間外労働可能（免罰効果）
   ・月45時間以内 かつ 年間360時間以内まで残業可能
   （1年単位変形42時間/月・320時間/年）
   【例外②】 特別条項付き三六協定
   ・繁忙期は特別条項を締結 ⇒ 年6回まで、月45時間、年間360時間を超えて残業可能
   (3)【問題点】 ⇒ この特別条項付きの延長時間に上限がない ⇒ 過重労働の原因
2. **(改正後)** の労働時間制度(上限規制・中小企業 2020/4/1～)
   (1)【原　則】 従前と同じ
   (2)【例外①】 三六協定 ・従前と同じ
   【例外②】 特別条項付き三六協定（特別な事情・上限規制）
   ・720時間/年（月平均60時間） ・100時間未満/単月（法定休日労働含む）
   ・80時間以内/複数2～6ヵ月平均（法定休日労働含む）
   (3)【法的効力】【従　前】大臣告示の目安時間 ⇒ 法的拘束力なし
   【改正後】労基法36条4項に明記 ⇒ 強行性・本則に格上げ
   ※ 罰則⇒ 6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金
   (4) 求められる対応 ・月80時間超え時間外、休日労働の撲滅 ・週1回の法定休日確保
   ※上限規制適用の例外（猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外 2024/4/1～適用）
   ① 自動車運転業務、建設事業、医師等
   ② 研究開発業務（医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で適用除外）
3. **使用者の年次有給休暇付与義務（2019/4/1）** ※【労働者の取得義務でない】
   (1) 使用者は、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対してそのうち年5日について、付与日から1年以内の期間に何らかの方法によって取得させなければならない
   ① 全ての事業所対象 ② 年10日以上付与すれば、パート・アルバイトも対象
   ③ 時季指定は労働者の意見を聴取し、尊重するよう努力義務
   ④ 労働者自ら取得、計画的付与で取得した日数は、5日から控除
   (2) 各事業所の年次有給休暇の付与ルールを確認
   事業所により基準日は異なる（一斉付与か、個別付与か）⇒ 就業規則等により確認
   (3) **年次有給休暇管理簿作成**（3年間保存） ※罰則 ⇒ 違反者1人当たり30万円以下の罰金
   (4) Q＆Aの重要ポイント（厚労省・2018/12/28公開）

   ① 時季指定及び5日の換算 ・半日単位年休 ⇒ 事業主の同意があればOK ・時間単位年休 ⇒ ダメ
   ② 時季指定は既に5日取得した労働者には行えない
   ③ 法定の年次有給休暇以外に就業規則等で定められた特別休暇を取得しても
   ⇒ 5日にはカウントできない
   ④ 5日取得の年休は当年度発生分、前年度繰越分のいずれでもOK
   ⑤ 対象者は当年度の年休として10日以上が付与される者であり、前年度繰越分を含め10日以上の年休を有する者ではない
   ⑥ 改正法施行日（2019/4/1日）以後付与する日（基準日）から年5日
   ⑦ 育児休業、長期休職等から復帰したようなケースでも5日の義務が課せられる 等

Ⅲ. 労働安全衛生法の改正

1. 長時間労働時の医師による面接指導の強化及び労働時間把握義務の強化（2019/4/1）
   (1) 時間外労働80時間超（これまでは100時間）疲労の蓄積が認められる労働者の申し出 ⇒ **医師の面接指導**
   (2) 管理監督者・裁量労働制対象者 ⇒ 始業・終業時刻の確認、記録要
   ※管理監督者 これまで、労働時間管理の対象外
   労基法の労働時間、休憩、休日等の規定は未適用 深夜労働に対する割増賃金は必要

● 各種保険料率（2019年3月分より）

・雇用保険料率 変わらず ・健康保険料率 10.30%（↑0.02%）
・介護保険料率 1.73%（↑0.16%） ・厚生年金保険料率 18.300%（2017/9より変わらず）

（竹内政代）

11日　一括有期事業開始届
＜概算保険料100万円未満:請負金額18,000万円未満の工事＞
（労働基準監督署）

4月1日　健保･厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書･雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所･公共職業安定所）
有期事業概算保険料延納額＜4月～7月分＞の納付
（労働基準監督署）
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢･通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

法務係　～帳簿書類の保存期間って何年？～

時々「書類が一杯で置くところが無いんだけど、何年置いておいたらいいの？」と質問を受けることがあります。税法上、法人は最長10年、個人は最長7年の保存が必要となります。下記の**税法上**の保存期間の表（青色申告の場合）を参考に帳簿書類等の保存をお願いします。

帳簿及び書類	帳簿及び書類の具体例	中小法人	個人
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛元帳、買掛元帳、売上帳、仕入帳、経費帳、固定資産台帳など	7年（10年※1）	7年
決算書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など		
証憑書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など		7年※2
	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）		5年

※1　平成20年4月1日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間、平成30年4月1日以後に開始する欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が10年間に延長されています。
※2　前々年所得が300万円以下の場合は、5年

また、欠損金が生じていない事業年度でも、**会社法上**は、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）は作成日より10年、会計帳簿および事業に関する重要書類（総勘定元帳、各種補助元帳、株式申込簿など）は帳簿閉鎖の時より10年となっています。株主総会等の議事録も開催日より10年となっていますが、文書の性格上、永久保存している会社もあります。　（田中）

建設係　～解体工事業の経過措置2～

解体工事業の建設業許可の経過措置が2019年5月31日で終了することは先月号でお知らせしたとおりです。
建設業許可の人的要件には、「経営業務管理責任者」と「専任技術者」があり、経過措置期間中の要件は以下のとおりです。

経営業務管理責任者	施行日（2016年6月1日）前の「とび･土工工事業」に係る経営業務責任者としての経験は、「解体工事業」に係る経営業務責任者の経験とみなされます。
専任技術者	施行日時点で「とび･土工工事業」の技術者に該当する者は、「解体工事業」の技術者とみなされます。（2021年3月31日まで。4月1日以降も許可を継続して受けるには、経過措置期間終了までに登録している技術者が要件を満たし、変更手続きが必要になります。変更手続きが取られない場合、経過措置期間終了時点で解体工事業の許可は廃業となります。）

（岸上）

資産税係　～民法改正③特別寄与料の請求権～

今回の民法（相続法）改正により、「特別寄与の請求権」が創設されました。

	現行法	改正法
寄与分	被相続人の相続人ではなかった親族、例えば被相続人の子の配偶者などの相続人ではない人は、相続分を受け取ることができない。	舅姑など被相続人への無償の療養介護や、労務の提供を行った（家族経営店の手伝いや、農業など）場合、相続人でなくても寄与分が認められる。
寄与分の渡し方	舅姑の子の配偶者など相続人以外の人に財産を渡すためには、養子縁組または遺言書が必要。	特別寄与料を自ら請求できるようになる。

寄与とは、特定の相続人に認められるもので、被相続人への無償の療養介護や労務があった場合に、相続分にプラスして財産を渡すことです。相続人の中で、被相続人の財産の増加や維持に貢献した者に関しては、これまでその寄与分が認められていました。しかし、被相続人の子の配偶者などには寄与分が認められていなかったため、舅姑の子の配偶者など相続人以外の人に財産を渡す場合には、養子にしたり遺言書で遺贈したりなどの対策が行われてきました。

今回の「特別寄与料の請求権」創設により、そのような者を特別寄与者として、財産を特別寄与できるようになりました。

しかし、寄与分により相続財産が減り、他の相続人が受け取る分が減ってしまうため、相続人同士でトラブルが起きることもあります。特別寄与料を認めてもらうためには、被相続人への貢献度合いを考慮してもらえるだけの①日付や出費のわかる介護日記、②薬代やおむつ代などのレシートや領収書、などをきちんと保存しておくことが大切です。

特別寄与料の施行日は2019年7月1日となる予定です。　（坂田）

会計制度　～収益認識に関する会計基準⑦　取引価格の算定～

今回は、収益認識の3つ目の要件として、取引価格の算定を解説いたします。

要件1、2までで契約の内容を識別したあとは、要件3として、財やサービスを提供することにより企業が貰えると見込む対価の額(＝取引価格)を算定することとなります。

通常であれば、取引価格は契約の内容で定められているため、もし契約上価格が固定されているのであれば、算定は比較的容易と考えられますが、場合によっては複雑となるケースもあり得ます。基準においては、取引価格の算定する際に留意する事項として、以下の４点を挙げています。

①変動対価	③現金以外の対価(当該対価を時価により算定)
②契約における重要な金融要素	④顧客に支払われる対価

これらのうち、実務的に重要であると考えられるのが、①の変動対価です。

変動対価とは、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分のことをいい、例えばリベートやインセンティブの支払いが含まれるような契約における対価が該当します。

そして、顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合には、変動対価の金額を見積もって、取引価格に含める必要があります。そのため、今までの実務における取引価格とは異なる数値が取引価格となる可能性があります。

なお、法人税法においても、原則として上記の変動対価を取引価格に含めて所得を算定することができます。つまり、リベート等の支払側が、その金額を見積もって所得からマイナスすることが認められることとなります。

ただし、税金計算においては恣意性を排除する必要があることから、

① 金額の算定基準(客観的なものに限る)が相手方に契約等で明らかにされている、または事業年度終了時に内部的に決定されていること

② 合理的な見積り方法のうち、法人が継続して適用している方法により見積りの基礎数値が算定され、その見積りに基づいて変動対価が算定されていること

③ ①を明らかにする資料および②の算定根拠となる書類が保存されていること

など、適用には厳格な条件を満たす必要があります。

(孝志洋)

リスマネ委員会　～自転車保険～

卒業シーズンを迎え、いよいよ来月の入学を控え、自転車通学をするお子様に自転車を購入する方もいらっしゃると思います。

そこで自転車購入と併せて「自転車保険」の加入をご検討ください。

徳島県では平成 28 年４月から「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行され、自転車保険の加入について努力義務となっています。自転車事故は約５分 20 秒に１件発生しています(警察庁「平成 27 年の交通事故の発生状況」より)。平成 25 年７月４日神戸地裁判決では、男子小学生(11 歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62 歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となり、9,521 万円の賠償額となりました。

自転車事故により、高額の損害賠償責任を負うことになってしまうリスクには、「個人賠償責任保険」で備えることもできます。自動車保険や傷害保険などにセットして加入する場合、保険料も月額数百円程度です。

(さくらビジネス)

3月の税務

■3 月 11 日

1　2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■3 月 15 日

2　前年分贈与税の申告　申告期間･･･2 月 1 日から 3 月 15 日まで

3　前年分所得税の確定申告
申告期間･･･2 月 18 日から 3 月 15 日まで

4　所得税確定損失申告書の提出

5　前年分所得税の総収入金額報告書の提出

6　確定申告税額の延納の届出書の提出　延納期限･･･5 月 31 日

7　個人の青色申告の承認申請
(1 月 16 日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から 2 か月以内)

8　個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

9　国外財産調書の提出

■4 月 1 日

10　個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

11　1 月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞

12　1 月、4 月、7 月、10 月決算法人及び個人事業者(前年 12 月分)の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

13　法人・個人事業者(前年 12 月分及び 1 月分)の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

14　7 月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)

15　消費税の年税額が 400 万円超の 4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

16　消費税の年税額が 4,800 万円超の 12 月、1 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(11 月決算法人は 2 か月分)＜消費税・地方消費税＞

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.skr39.co.jp/
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１